

井上毅の教育思想

—とくに歴史・地理教育政策より—

兼 重 宗 和

はじめに

近代教育の出発点である明治五年の「学制」は、欧米の教育制度を範型として近代学校制の構想を示したものである。しかし、当時においては未だその実体を具備しておらず、大正・昭和にかけての教育の定型ができたのは明治二十年代から三十年代にかけての時期である。この明治二十年代に森有礼と井上毅が文部大臣として教育政策に着手したことは周知の如くである。両文相の教育行政は、教育制度の形成に多大な力となり、実体をそなえた学校制度が初めて構築されたことに意義を有する。

井上の文相在任期間は約一年六ヶ月と短い、漢学を基礎として欧米の先進国から学んだ知見をとりいれ、

近代日本の発展方向を見定めながら教育行政をおこない、特に実業教育に功績があった。本稿では井上毅が歴史・地理教育においていかなる見識・思想をもち、それが教育行政にいかに関与されたかを考察したい。

一、文相就任以前の教育思想

法律家・法制官僚である梧陰井上毅は、大日本帝国憲法の草案作成および「教育ニ関スル勅語」の起草にきわめて重要な役割を果している。しかし、井上は専門の「教育家」ではなく、体系的な教科論や教育方法論を展開したわけではないが、彼なりの思想と見識にもとづき教科課程の構成等にたいし検討を試みていく。本章では、かかることを考慮に含め、伊藤博文の

申し出による文部大臣就任以前、即ち、明治二十六年三月までの井上の地理・歴史教育にみられる思想や主張について論じたい。

井上は、大学中舎長時代に大学改革にかかわる「辛未学制意見」(明治四年一月)を起草している。該意見の第二条変則便捷の法に規則変則生の地理・歴史教育を次のように述べている。

今ノ規則変則生トイヘドモ必地理歴史ヲ読シムル故ニ、皆茫乎トシテ方向ニ迷ヒ専修ノ志無ク、殊ニ歴史ヲ読テ治乱興亡ニ感慨シ、賢愚トナク盡ク法科ヲ以テ目的トシ、理科術芸ノ士少シ、殆ト漢学生徒ト其弊ヲ同ス、願クハ簡捷ノ法ヲ立テ変則生ヲ分テ三種トナシ、法科ハ異常才識ノ士及漢籍ニ富タルモノヲ撰ビ十分中ノ二ニノ可ナリ、其人ハ始ニ地理歴史ヲ熟読セシム、餘十分ノ四ハ六等以上直チニ理科ヲ誘イ、歴史ハ読ズシテ可ナリ、

(中略)

中舎長

辛未正月

井上 毅⁽⁶⁾

廢藩置縣断行の準備の整った明治維新政府は、これからの課題である欧米列国と並肩し得る基礎を立てること、即ち、富国強兵による近代的国家の養成に力を注いだ。その一要因である国家に有用な人材を教育形成するための近代的教育制度の確立を当然急務としていた。こうした情況にあつて井上は、大学教育における欠点をあげ、その対策方法をうちだした。即ち、規則・変則生とも地理・歴史を学ぶことにより自分の進むべき方向に迷い、しいては法科を目的とする弊害が生じている。その対策として変則生を三種類に分け、法科は才識かつ漢籍に通じた者のみを選び、まず地理・歴史を学ばせる。理科を学ぶ学生には歴史を廢する。教育行政を如くすれば開化を助ける人材を速に得ることができると述べている。法科を学ぶ学生について、井上は漢学的教養を基礎としその上に近代的法制に関する知識をあたえるべきとの教育思想をもち絶対主義的イデオロギーの合理化をもくろんだ。井上はこの「辛未学制意見」にて、明治という新しい時代のなかで現状にそぐわない大学教育のありかたを学制領布前

に早くも指摘したことに歴史的にも意義がある。

明治十一年、井上は岩倉具視より長崎・崎玉・仙台の中学校の校則案について意見を求められた。その返簡に井上は、これらの中学校則は上品すぎ準拠とするには不十分であり、実際に施行するには私塾の規則の如く簡潔にする必要がある。また生徒の才能により従学の自由をあたえ、学期も三年程度が適当だとの見解を述べ、さらに

課程書ハ歴史・政治書ヲ略シ、可成窮理書・経済書杯の者ニ致シ度愚考仕候、右乍序奉言上候、再拝頓首

八月六日

井上 毅

右大臣殿閣下⁽³⁾

と、歴史・政治の課程書を略して窮理・経済書を重視すべきだと意見している。つまり、明治政府下の社会・経済が未だ欧米諸国に並肩せざる情況にあつて、教育機能が教育政策をつうじ効率的に対応する必要があつた。こうした井上の考えが後の文相期における実業教育の実施への芽生であつたと考えられる。

こうした意見も明治十五年頃から内容的・方法的に多少変化してくる。即ち、井上が小松原英太郎へ宛てた書簡に、花房直三郎の小学校教則改正案について「不案内之事而已ニテ、急ニ判断付兼候」と前置して次の如く述べている。

一、修身科ヲ別ニ設ケサル事
一、読書・地理・歴史之時間ヲ互相融通セシムル事

右者全く同意ヲ表シ候、但し改正案之短所ハ、小児ニ思考観察ヲ教フルヲ主トスルハ、或ハ早熟ニ偏セシムル之嫌あらん
(中略)

九月五日

毅

小松原君⁽⁴⁾

小学教育における読書・地理・歴史の授業時間を相互に融通することに同意しており、これは授業時間数の軽減に対する配慮であろう。また小児の教育方法として、思考観察を主体とすることに反対している。

同年、学習院教則改訂に関する編成意見に井上が修

正加削を加えた「学習院教則編成理由書」が出されている。これによれば、教育の目的は生徒の精神を独立發達させ学び得た知識を活用させることにあると。また歴史教育について、

人ノ愛國ノ心ヲ發スルハ、史ヲ讀ミ古ヲ考フルニ始マル、我國ノ史ハ關文少カラスシテ典故備ハラズ、故ニ歌ヲ學フバ以テ史ノ遺漏ヲ補ヒ、史ヲ教フルノ用ヲ輔ケ、人ヲシテ、藹然忠愛ノ意ヲ興サシムベン⁽⁵⁾、(後略)

と、歴史書を読み古を考えることにより愛国心が生じ、同時に忠愛の心をも起すと述べている。且又、ここで歴史と詠歌の教科内容面における関連性が説かれているが、このことについて井上が修正を加えた「独逸語学説明」に次の如くある。

言語活用ノ為ニ教授スヘキ科業ノ内第一年前期ヨリ、地理ノ初歩ヲ開キ、後期ニ於テハ歴史ノ初歩ヲ開ク^(朱書)可トス、

要スルニ地理歴史等ノ教授ハ初年ハ成ルヘク語学ノ教授ト密接ノ關係ヲ有センコトヲ要ス、故ニ右

文科ニ於テハ地理歴史ハ二年後期ト二年前期トノ間、宜ク語学教師ヲシテ^(朱書)地理歴史ヲ授クルニ任⁽⁶⁾之ヲ擔任セシムヘシ、

ドイツ語学の教授には、地理・歴史と関連させ教えることが必要であり、さらに語学の教師に地理・歴史の教育を一任することを記している。

こうした地理・歴史と他教科を関連させて教授すべきだとの主張に答えたのか、文部省は明治十九年の「小学校ノ学科及其程度」に次の如く明記している。

尋常小学校の読書は、仮名仮名ノ單語短句、簡易ナル漢字交リノ短句及地理歴史理科ノ事項ヲ交ヘタル漢字交リ文、高等小学ニ於テハ稍之ヨリ高キ漢字交リ文」を教えることを定めている。即ち、地理・歴史が高等小学校から開設されることに改められたために、尋常小学校では高等小学校との教育内容の関連性をもたせるために地理・歴史の教科内容の一部を読書と結びつけ教育するよう指導したのである。これは「読書・地理・歴史之時間ヲ互相融通セシムル事」につながると考えられる。つまり、授業時間の軽減による弊害を、教

育内容に関連性をもたせることで補おうとしたものである。即ち、明治十四年の「小学校教則綱領」の近代の学科課程が、当時の教育事情に不合理であったことを示している。

井上は、東京大学文学部古典講習科在学中の小中村義象に対し次の如く述べている。

歴史法制は國の大本なれば心を入れてまなへよ、今の世の青年は徒に時務策を考究することを疎にす、その弊おそるべきものおほし、

当時の青年の多くは政治の考察にとられる風潮があり、そのため國の大本である國家既往の歴史研究を疎漏にする弊害が生じていると忠告している。即ち、井上は歴史法則に國家の大本とする教育思想を根底とした。

また、明治十八年の「官吏試験科目意見―試験法ニ國史ヲ用ユルノ説―」にも歴史に対する考えが述べられている。つまり、我國の歴史を省みると、君主政治は我國固有の本性にして不動のものであり、この本性は憲法の骨髄である。故に憲法の根本を培養するには

必ず歴史を学ぶべきだとする。さらに、

苟クモ自國ノ歴史ヲ知ラザルニ於テハ、自國固有

ノ本性ヲ愛スルヲ薄カラサルヲ得ス、是レ「故ニ」

(審入)

我國ノ憲法ニシテ固有ノ性質ニ依ラントセハ、自

國ノ歴史ハ講セサルヘカラサル所以ナリ、

と、我國の歴史を学ぶことにより我國固有の本性を愛することができ、憲法に固有の性質をもたすことができると述べている。即ち、天皇を主権者とする絶対主義的な國家理念を、歴史からも合理的に基礎づけることを試みている。

これは明治二十一年十二月の「國典講究ニ關スル演説」において一層明確にされている。即ち、西欧諸國が自國の歴史典籍を憲法・政治の淵源基礎としている如く、國の歴史上の沿革および故典慣例は憲法・政治の源となるとする。また、愛國心は海の東西を問わず何れの國においても総て國民教育により生成發達させることができ、さらには國の獨立を保つ第一の基本條件となるのである。そこで國民教育の材料として、一つは普通教育の生徒に向つて本國の歴史を教ふ

ること、二つには國語を教ふること、これが國民教育の材料で有る、(中略)國の歴史と國語を教ふると云ふことは、人民に愛國心をふきこむ爲めに随一の必要と云ふことが明瞭いたすで有りましよう⁽⁹⁾。

と、國の歴史と國語を教材に用いることを主張している。

井上は、明治二十二年三月に「故森文部大臣ノ教育主義」と題して次のような講演をしている。

凡そ教育と云ふものは、其國の言語、其國の歴史に基かざる筈はない、各國教育の基つく所は、皆其源を其國に取る事である、然るに現在我國の教育は、比事に缺點を見るである、それは已むを得ない、今日まで國の言語并歴史の教が、小学中学の順序に従ひたる完全優美なる教科の体裁を形作りたるものがないからである、故に今日之を順序立て、教科の雛形を立つる迄に整頓する事が最も必要である、其れが出来ないと、實際教育に用ゐる事が出来ない⁽¹⁰⁾、

即ち、各国とも教育の源を自由に求めるのは、教育がその國の言語・歴史を基礎とするからである。しかし乍ら、我國の教育はこの点が欠けている。つまり、言語・歴史教育が小学と中学との間において系統性・連続性をもっていないからである。しかるに、この欠点を補う教科体系をつくるのが当面の重要必須な政策課題であると主張している。

井上の文相就任以前の歴史・地理教育に対する主張とその根底にある思想は以上の如くである。つまり、明治十五年頃まで井上は、資本主義の発展にともなう国家社会の構造の高度化により、公教育に必要な目標の一つに国家に有用な人材を形成することを説いている。これは、彼が強固な名分論・国体観念を根底にもっていたことを示している。

明治政府が漸次確立安定してくると、授業時数の軽減、読書と地理・歴史を関連させ教授するなど、教育内容の充実改善を図るべきだと井上は主張している。

井上の教育思想は、この頃から漸次官僚的色彩が濃くなってくる。教学主義・政教主義の公然化された明

治十二年の「教学大旨」下布ののち、明治十九年に森有礼が小学校・中学校・師範学校・帝国大学令を起草し我国の教育体制の中心部が確立された。こうしたなかで、井上は、歴史教育を国の大本と考え、国家存立の基本的条件を定める憲法はその根本を自国の歴史に依るべきであると主張した。また、愛国心の育成および国の独立を保つには、国民に自国の歴史を教育することが最良の方法であるとしている。

井上は、このように教育と政治を分離・結合させ、換言するならば教育を政治的に、政治を教育的に取扱ひ、儒教思想の特質をもって教育行政に望んでいる。そこにはまた中江兆民等の自然法的な考えである主権在民論を排し、ドイツ流の国家有機体的立場を根底としていた⁽⁴⁾からでもある。

註

- (1) 中内敏夫「明治元勳の教育思想と行動」『教育』第一〇三号(昭和三十四年八月)九七頁。
- (2) 梧陰文庫A―三九三、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一 四頁。
- (3) 内閣文庫蔵岩倉文書、前掲『井上毅伝』史料篇第四

- 三二八頁。
- (4) 梧陰文庫B―四二五九、前掲『井上毅伝』史料篇第四 四〇四頁。
- (5) 梧陰文庫B―三二〇〇、前掲『井上毅伝』史料篇第五 六四九頁。
- (6) 梧陰文庫B―三二〇五、前掲『井上毅伝』史料篇第五 六五七頁。
- (7) 小中村義象『梧陰存稿』の奥に書きつく、前掲『井上毅伝』史料篇第三 七〇二頁。
- (8) 梧陰文庫B―八七二、前掲『井上毅伝』史料篇第五 六八九頁。
- (9) 『皇典講究所講演一』、『日本文学』第五卷(明治二十一年十二月)、前掲『井上毅伝』史料篇第五 三八四頁。
- (10) 『皇典講究所講演四』(明治二十二年四月)、『教育報知』第四一九号附録(明治二十七年四月)、前掲『井上毅伝』史料篇第五 四〇四頁。
- (11) 井上久雄『文部大臣井上毅の教育政策』(『教育研究紀要』第一号)一三八頁。

二、文相期の教育思想

井上毅が文政期中に教育内容・方法について直接規定した法令に「修身教育ニ就訓示ノ件」(明治二十六年八月二十三日文部省訓令第九号)「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関シ改正」(明治二十七年三月一日文部省令第七号)「小学校生徒ノ体育及衛生ニ関スル件」

(明治二十七年九月一日文部省訓令第六号)などがある。しかし、彼は教育思想家ではなく、彼の論策に体系的な教育内容編成論や教育方法を発見することは困難である。だが文相中にいくつかの講演筆記や諮問などを残しており、これらを手掛りに、政策主体としての彼が歴史・地理教育の内容・方法などのどこを問題とし、そこに何を望んだか、またその思想的背景はいかなるものであったか考察したい。

明治二十六年、井上は皇典講究所員に次のような講話をしている。即ち、今日にかけての神儒仏教といわれた世の中とは異なり、徳育智育体育が教育の目的となっている。そこで国学を教育に用いることは、この

徳育智育体育を基本目的とする一般普通教育の精神分子となりうるからである。その利用のしかたについて次の如く述べている。

國ノ歴史國語國文ヲ教科ノ中ノ重キモノニシテ、國民ノ特性ヲ養フト云フコトガ必要ト思フ、余ガ

カウ云フノハ國學論デハナイ。教育論デ必要ト思フ、國民アル

フ、(1)

普通教育の中で国学と関連の深い歴史・国語・国文を重要な教科に位置づけ、こうした教科政策により国民の特性を養成する必要があるとしている。しかし、「日本国史」などの標題のある日本史の教科書は、例えば帝室の先祖がインド人だとか朝鮮と同種であるとか、内容的に甚だ不完全であり、また国体に直接関与することであつてこのような教科書は全て廃除すべきだと述べている。こうした歴史教育の重要性を「国文を修め、国史を学ふハ、國民たるものの普通教育における最大要件」(2)であると国学院の第一回卒業式の祝辞にも述べている。

歴史の教科書について、明治二十六年の「歴史教科

書検定意見」に次の如く述べている。

此書面後日御返却可被給候

歴史教科書一見いたし候、検定ニ大体異存無之候、
小学歴史入門ハ審査委員ニ付スル迄もなく排斥ニ
同意いたし候、但細目ながら生え疑問ハ左之諸点
ニ有之候⁽³⁾、

当時のずさんな教科書をより完全なものに改善改良
する指導手段として検定が義務づけられたが、歴史教
科書検定の大体については異存のなかったことが窮え
る。しかし、細部については、歴史用語・内容のみな
らず教材の範囲にまで注意を与えている。

また、こうした細部への注意は、同年八月に嘉納治
五郎へ宛た書簡にも見られる。

大村芳樹新定日本歴史ハ、簡短ニ國文体ニヨク書
約ブたる教科書なるか如し、今之を排斥したる理
由ハ如何、青山正夫之支那文明史略ハ、
一、文明史ノ体ヲ得ズ、又編年ト紀伝ト混シタリ
二、間々著者ノ論評ヲ交ヘタル処、私史トシテハ
可ナリ、教科書トシテハ教科ノ為ノ注意ナシ、

三、紀伝ノ挙ケタル人物一代ノ名流ノ一二ヲモ悉
サズ、其ノ標準ヲ知ラズ、

四、篇章尨大小学教科ニ適セズ、
更ニ御詮議を請候、其他異議なし、附箋注意之条
項ニ付而者、更ニ会議を請へし、頓首、

八月十一日

毅

嘉納君⁽⁴⁾

右の如く、国文体で書かれしかも内容的にも要約さ
れた大村芳樹の教科書「新定日本歴史」を排除する理
由を尋ね、さらに青山正夫の「支那文明史略」は編年
体と紀伝体を混一にしており、また内容の精選がなさ
れていないため尨大なものとなり、教科書としては不
適当であると忠告している。まさに「神経大臣」の異
名をとった井上にふさわしい気の配りかたである。

こうした教科書に対する意見は、他にも明治二十六
年十月十六日の「図書検定標準意見」や「小学校教科
書検定に関する件」(省令案⁽⁵⁾)等にあらわれている。

井上は、文相就任以前から主張していた愛国心育成
の国民教育について、明治二十七年三月三十日に高等

師範学校の卒業生を官邸に集め次の如く演説している。

諸君ハ、歴史及地理ノ教授ヲ受ケラレタカ、特ニ注意スヘキハ、此ノ歴史及地理上ノ變遷デアル、

(中略) 吾々ハ、今殊ニ東洋ニ於ケル歴史及地理

上ノ一大變遷ノ局面ニ臨ンデ居ル、此ノ歴史及地

理上ノ變遷ニ向ツテ、我國ハ如何ナル要衝ノ位置

ニ立ツカ、実ニ非常ナ感慨ヲ持ツヘキコトデアル、

此ノ感慨コソ、今日國民教育ノ熱心ナル原素デア

ルト信ス、

故ニ、善良勇武ニシテ、愛國ニ厚キ所ノ國民ヲ養

成セネバナラヌ⁽⁶⁾、

國民教育における人民の精神養成を教育の目的であると考える井上は、これからの國民教育を背負い担つてゆく新生教師に対しその心構えを説いて聞かせた。即ち、日本はフランスのように敬国外患に接しているわけではないが、国家の置かれてゐる國際的立場を歴史的にも地理的にも理解する必要がある。教師は、こうした局面に位置する日本の情勢を正確に把握したうえで国という有機体の細胞分子である人民を密着固結

させる教育、即ち愛国心に厚い國民を育成しなければならぬ。それは實際的教育のうちに行われるべきである。井上がこの實際的な教育内容を重視したのは、教育により國家經濟の發展をうながし、國家を富強にできると信じたからである。それは次の言葉からも十分窮える。

一体教育ハ恐イモノデアル、教育デ國ヲ強クスル

コトガ出来ル、又、教育デ國ヲ弱クスルコトモ出

來ル、教育デ國ヲ富マスコトガ出来ル、又、教育

デ國ヲ貧乏ニスルコトモ出来ル、教育ノ方針ヲ誤ル

トキハ、國ガ文弱ニナリ、貧乏ニナル、故ニ諸君

ト共ニ教育ノ責任ハ大キナモノデアル⁽⁷⁾、

即ち、井上は教育が國家富強の重要な機能をもつと考え、人の行動の全ては愛国心の発動に直結するものでその基礎を養うために歴史・地理の教育の必要性があると主張する。

また、井上文相の一教育政策である教育の普及について「小学校令改正意見」(明治二十六年)がだされている。これによると、小学校令は兒童の就学を國民

の義務とするが、学制領布以降に再三の教育令改にも拘らず就学の児童数は学齡児童の半分にもみたくない状況である。しかるに、教育を普及する方法として、先ず就学の障阻となるものを除去し、就学を容易にする道を開くべきだとし、次の二項の改正意見を述べている。

一、尋常小学校ノ修業年限ヲ三箇年トシ、教科ノ程度ヲ一層簡易ニスルコト、(但他ニ高等学科ニ進ムヘキ特別ノ小学校ヲ存置ス)

二、尋常小学校ノ授業料ヲ徴収スルト否トハ、市町村ノ随意ト為スコト⁽⁶⁾、

教育を普及させる方法として、尋常小学校の年限を三年に短縮するとともに教科の程度を簡単にすること
があげられている。一方、尋常師範学校では、「地図ヲ描クコトヲ廢」し簡易化しようとした。しかし、これらは将来の目的として明示されたのであり、従来の学課を急激に変更することを意味してはいなかった。

中学・小学の学科は、井上が文相に就任する六、七年前に規定され、その後幾回か変革された。しかし、

井上は当時の世態から、大学においては学科の廢置、程度の高下を必要と考えた。また、大学・中学・小学の学科は関連性・系統性に乏しく、そのため上級学校への進学に無駄な時間を費やすなどの弊害が生じている⁽⁷⁾と現状をとらえている。ここに井上は、現状に応じた学科課程に改め、上級学校とのつながりにおいて、学科課程の重複・脱落をなくし、体系的な学科制度を設ける必要があるとしている。

これに関連して明治二十六年八月に学科取調掛が開
始され、専門学務局長木下広次が掛長として、参事官
に寺田勇吉、試補岡村司、同牧瀬五一郎、属中川小十
郎、同大窪実が任命された⁽⁸⁾。

当時の教育制度の弊害の一つに教授時間数の過多が
指適されている。これについて井上は、明治二十七年
四月の第一地方部尋常中学校長会で「中学制度ノ改正
及体育ノ欠点⁽⁹⁾」なる構演をしている。このなかで、
大学の雇外国教師であるドイツの法律博士レーンホル
ムが「日本デハ学校生徒ガ身体ガ弱イ、畢竟、授業時
間ノ多キニ過ルト授業法ガ生徒ノ記憶力を利用スルコ

トが過ギルノガ原因デアル⁽⁴⁾」と述べた教育意見や、さらに高等中学の雇外国教師のアメリカ人ゼーンスの「今ノ有様デ推行イタラバ、授業時間が多キニ過ルト、生徒ノ栄養不足ナル為ニ生徒ハ身体ヲ弱クスル、生徒ノ孱弱ニナルハ國ノ為ニ甚ダ憂フベキコトデアル、米國ノ或大学ニテハ、一週二十時間、又ハ二十一時間ヲ超ユルトキハ、政府ノ許可ヲ得ネバナラヌコトニナリ居ル⁽⁵⁾」という意見を取上げ次の如く述べている。

中等教育ガ高等中学ト云フ迂路ヲ経テ帝國大学ニ入ルノ階梯トナツテ居ルト、帝國大学ハ生徒ニ外國語デ講義ヲ傍聴筆記スルダケノ力ヲ望ミ、(場合ニ因リテハ二ツノ外國語ヲ望ミ、又羅旬語ヲモ望ム)其大学ニ入ルノ予備学科タルニ傾キタル一般ノ中学校ノ学科ヲ困難ニ傾カシメ、授業時間ヲ多カラシメタルガ一原因カト思フ⁽⁶⁾、

兩雇外国教師の授業時間が多過ぎるといふ同一の見解に対し、井上も生徒の体力健康や学科の面からこのことを認めている。

実際に地理・歴史の毎週授業時間数はどのようにか

わったであろうか。

尋常小学校の地理・歴史は、明治十九年の「小学校ノ学科及其程度」で廃され、高等小学校でその教育を行うことになった。

明治二十四年十一月の文部省令「小学校教則大綱」にみえる日本地理・日本歴史・外国地理の毎週教育時数と、梧陰文庫の「高等小学校教科課程表案」を比較すると表1の如くなる。即ち、高等小学校初学年の一、二年生とも一時づつ減少し、また総時数に対する割合も男女とも二〜三パーセント減少している。しかし、三、四年生は従来どおりである。(女子の時数が男子より一時少ないのは、裁縫に振替えられているからである。)総時数に対する割合は、明治十九年の「小学校ノ学科及其程度」と比較すると増減が少なく、これは従来と同じように地理・歴史教育を重視していたことが窺えるのである。この意見は、文部省の明治二十七年二月に発布された「小学校ノ毎週教授時間ノ制限第三条改正」(文部省令第五号)に反映されている。

尋常中学校の学科課程の検討として着手された学科

表Ⅱ 尋常中学校地理歴史教授時数表

資料名	学年	時数	
中学校学科改正案	1	3	
	2	3	
	3	3	
	4	3	
	5	3	
	別案	1	3
		2	3
		3	3
		4	3
		5	2
省令案	1	3	
	2	3	
	3	3	
	4	3	
	5	2	

取調掛の仕事は、明治二十六年十一月にはほぼ終了していたと伝える。しかし、その後しばらく帝国議会の会期とかさなり進展をみなかったが、翌年二月から再び活動を始めた。

明治二十六年に学科取調掛により起案されたと考えられる現存の学科課程改正案二つがあり、その案にみられる地理・歴史の時数は表Ⅱの如くなる。第一〜四学年は「中学校学科改正案」「同別案」「省令案」と

表Ⅰ 小学校地理・歴史毎週教授時数表(高等小学校)

資料名	教科	学年	時数	絶対合 時する 数に割 (%)
小学校ノ学科及其程度 (明治19年5月)	地理 歴史	各学年共通 高等小学校	4	13.1
小学校教則大綱 (明治24年11月)	日本地理	各学年共通 高等小学校	男 4	13.3
	日本歴史 外国地理		女 3	10.0
高等小学校教科課程表案 (梧陰文庫)	日本地理	1	男 3	10.7
		2	女 2	7.1
	日本歴史 外国地理	3	男 4	13.3
		4	女 3	10.0

井上毅の教育思想

も同じく三時であるが、第五学年は「中学校学科改正案」三時、「別案」「省令案」は二時と減少しており、「別案」の意見を「省令案」に採用したことがわかる。しかし、大体においてはこの三案とも一致しており、ほとんど違いがみられない。

また、「省令案」の附則に上級学年の学科課程を文科・理科に分ける案が立てられており、この両科の時数について二つの案(甲・乙)をあげている。それによると、両案ともに第四、五年年の文科・理科の区別なく地理・歴史の授業時数が同じである。これは、中学教育において文科理科の区別なく地理・歴史の教授の必要があると考えていたためである。

この「中学校学科改正案」および「省令案」は、明治二十七年二月の「尋常中学ノ学科及其程度ニ関シ改正」(文部省令第七号)の基礎となったことは言うまでもない。この明治二十七年の改正と明治十九年の「尋常中学校ノ学科及其程度」の地理・歴史授業数を比較すると第Ⅲ表の如くなる。即ち、総時数においては、明治十九年省令よりも二十七年改正が三時増加し

表Ⅱ 尋常中学校地理歴史教授時数表

資料名	学年	時 数		計	総時数に対する割合 (%)
		地理	歴史		
其程度 (明治19年6月) 尋常中学校ノ学年及	1	1	1	13	9.29
	2	1	2		
	3	2	2		
	4	1	1		
	5	2			
程度ニ関シ改正 (明治27年3月) 尋常中学ノ学科及其	1	地理及歴史		16	11.3
	2	3			
	3	3			
	4	3			
	5	4			

ている。これは、井上の地理・歴史教育に対する意見がかなりもりこまれたことを意味する。

このように改正された理由について、省令七号と同じ時に出された「省令説明」に次の如く述べている。

一、歴史地理ノ授業時間ヲ各別ニ定メサルハ、其各別ニ授クルト又ハ時宜ニ依リ時間ヲ流用シ共通シテ之ヲ授クルト各学校ノ便ニ任スルナリ、蓋地文ノ教授ハ理科的性質ニ属スト雖政治地理ハ実ニ

歴史ト密着ノ關係ヲ有シ、殊ニ近世ノ歴史ニ至テハ地理ノ變化ト互ニ相顧応スルヲ要ス、彼ノ徒ニ面積戸口ノ記憶ニ偏スルカ如キハ地理教授ノ本旨ニアラス、現ニ行フ所ノ地理ノ描図ノ如キモ固ヨリ必要ナラストセスト雖、其ノ程度ハ過高ニ誤ラス簡單ナル輪廓ヲ描カシムルヲ以テ足レリトスヘシ

歴史及地理ノ課目ノ時間ヲ増シタルハ、歴史ニ重キヲ置クカ為ナリ、蓋歴史教育ノ精神ハ我國体ノ貴重ナルヲ知ラシメ、宇内ノ大勢ヲ詳ニシ、古今ノ變ニ通スルノ能力ヲ養成スルニ在リ、而シテ尤中等教育ノ要点ヲ占ムル者ナリ⁽⁴⁾

右の如く歴史・地理の授業時数を各々特別に定めず各学校に時数の流用を任せている。また、時数増加の理由は、歴史教育が我國の国体を知るうえで大切であるからと説明している。これは井上の教育思想を最も良くあらわしており、森有礼の国体主義教育をそのまま引継いだことを示している。

即ち、「中学校学科改正案」および「省令案」と、

「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関シ改正」を比較するとその差異は殆どなく、学科取調掛内部で学科時数の比重に関しほぼ一致していたと考えられる。また、地理・歴史の時数の増加は、二つのプランが成案に移る過程で井上文相の意向が大きく働いたためであろう。最後に、尋常中学の教育方法については菊池司氏が『井上毅の教育政策』の中等教育で論究されているが、ここでは歴史・地理の教育方法に限り簡単にふれてみたい。

井上は、明治二十七年三月に教授に関する諮詢をしている。その内容は『井上毅君教育小事業史』に掲載されている。また、その答申は梧陰文庫に残されている。歴史・地理教授に関する諮詢は次の如くである。

一、教科書ヲ用ヒスシテ口授筆記法ヲ用フルノ得失

現今授業法ノ多分ハ教科書ヲ用ヒスシテ(地理歴史理化動植鉱物等ヲ多ク然リトス)口授筆記法ニ依ル、其理由大抵左ノ二項ニ在リ、

第一、現今ノ教科書不完全ニシテ用フ可ラス、

第二、学説進歩ノ世、徒ニ旧説ヲ株守ス可カラス、
宜ク教師カ自己ノ講究シ得タル学説ヲ以テ授ク

ヘシ⁴⁶、

口授法の欠点は、生徒が教科書を読むのに比べ口授事項を書き終えるのにかなりの時間を費やす。しかも生徒の書取った文字には、誤謬や落字があつて全く意味の解せないこともある。また、書取りに多くの時間を費やすために説明の余裕がなく授業を終える。特に、地理・歴史等の教授方法は、多くが口授筆記法でおこなっているが、これは教科書が不完全であるとともに近年の学説の進歩により旧説を教えつづけることが良いことではないからである。しかし、口授法の弊害を考えると正確な教科書を用いて教授することが望ましいとしている。

こうした諮詢に対し、梧陰文庫に尋常中学校長等の答申書八点が残っている。この答申によると、口授による弊害は下級生にとくに著しく、しかるにこの弊害を除くために教科書を利用すべきだ。実際に使用している学校もあるが、日本の地文や政治地理などの学科

には適当な教科書がなく、また適当な教科書があつても生徒に授業を軽視される傾向があると答えている。

次に、暗気の諮詢について「暗号ヲ省クヘキ事」に次の如くある。

従来ノ教授法ハ、生徒ノ記憶ヲ主トシ、其理解ヲ後トスルノ傾向アルカ如シ、(中略)歴史地理ノ暗記ノ如キハナルヘク之ヲ廃スヘク、殊ニ高級ノ生徒ニ於テ最然リトス、此事ヲ実地ニ施行スルニ於難易如何⁴⁷、

これに対する答申は次のとおりである。まず歴史については、既に暗記事項を少なくさせた学校もあるが、暗記を全く廃することは実際に困難である。よつて史家の概略を暗記させるのがよからう。また、尋常中学の生徒に歴史思想を教授するのは内容的に高度すぎるのではないか。次に地理については、地図の暗記が主となつており、従つてこれに伴う重要な事項はなるべく記憶させるべきだが、それも極めて大要のみで足りよう。

つまり、地理・歴史とも必要以上の暗記を強いるこ

とに反対の答申が多く、しかも生徒に必要程度の内容は暗記させるべきだが、その水準を具体的にどこにおくかについては事実情の問題である。井上は、地理・歴史教育について記憶主体の教育の弊害を少くするための方法として、理解させる教育を重視したが、実地の教師にとって理解の程度が重要な問題となった。

以上の如く井上は、中学校・小学校の地理歴史の教育について、合理化された教授により国家意識・愛国心の啓培を強く主張している。即ち、明治二十七年の尋常中学校の学科課程改正で、歴史・地理をたんに知的教科としてではなく皇道主義・国学思想の涵養に最も役立つ教科と考え時間を増加させたのである。つまり井上の教育政策は、忠君愛国を中心概念とし、愛国心育成の教育を重視したのである。そのため、天皇制絶対主義国家確立と近代国家としての富強を教育面で求めんとして、政治と教育を結びつけたのである。

註

- (1) 梧陰文庫B―三三三八、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二一六〇四頁。

(2) 梧陰文庫B―二五八一、前掲『井上毅伝』史料篇第五四二八頁。

(3) 井上家蔵文書、前掲『井上毅伝』史料篇第二一六二三頁。

(4) 井上家蔵文書、前掲『井上毅伝』史料篇第四一三七五頁。

(5) 梧陰文庫B―二九二九・二九三〇。

(6) 井上家蔵「教育意見」、前掲『井上毅伝』史料篇第五四五〇頁。

(7) 右同、四五二頁。

(8) 井上家文書、前掲『井上毅伝』史料篇第二一六四四頁。

(9) 「教育時論」第三〇二号（明治二十六年九月）、前掲『井上毅伝』史料篇第五四四四頁。

(10) 右同第三〇〇号（明治二十六年八月）。

(11)(12)(13)(14) 梧陰文庫B―二六五六・一八〇八、前掲『井上毅伝』史料篇第五四六六頁。

(15) 教育史編纂会著『明治以降教育制度発達史』第三卷二〇一〜二〇五頁。

(16)(17) 木村匡著『井上毅君教育小事業史』第八編。

おわりに

井上は、幼少の時分必由堂に学び、その後木下犀潭の門下生となり漢学的教養を身につけた。さらに慶応三年江戸に遊学し並林正十郎に師事してフランス学の

学習を始めた。ここに仏学との出会いが始まった。明治五年、欧州各国法制度調査の随行を命ぜられ、主としてフランス、プロイセンにて国法学を学んだ。こうしたことが井上に古典的な漢学的教養と近代的な法制知識を身につけさせることとなった。

井上が文相に就任した時期は日清戦争の直前であり、国内の諸産業の勃興、資本主義的国際競争の激化という局面にたち、これに対応した教育政策を必要とした。

即ち、資本主義の発展により国家社会の構造が高度化する事により、公教育の目標が国家に有用な人材を形成することにおかれた。そのため井上は実業教育に着手した。つまり、工業教育の振興をはかるために高等小学校程度の実業補習学校と徒弟学校を制度化し、また尋常中学校実科の設置により実業学校の設立を促し、工業専門学校の補助創設をはかる施策を試みた。

因に、井上文相の在任中に成文化された実業教育関係の法令に、

実業補習学校規程（文部省令第十六号）明治二十六

年十一月

実業教育費国庫補助法（法律第二十一号）明治二十

七年六月

工業教員養成規程（文部省令第十二号）明治二十七

年六月

簡易農業学校規程（文部省令第十九号）明治二十七

年七月

徒弟学校規程（文部省令第二十号）明治二十七年七

月

があり、そのほか商業学校規程の起草や大阪工業学校の計画があつたが成文化までにはいたらなかつた。こうした教育行政は、井上に西欧先進資本主義国家に対し危機感があつたからであり、後進資本主義国である我国に国民教育制度を通じて工業的富国の早期達成を求めたからである。つまり実用的性格をねらつた教育制度の施策といえる。井上にとって実業教育は近代的国家形成のための道具と考えられ、それは愛国心教育・国体教育との一体化にもつながるのである。

一方、普通教育においては、国家社会の進展方向にあう教育行政、例えば小学から大学にいたる修業年限

の短縮など試みた。しかし、当時の教育普及率はまだ低く、就学の普及のみに種々の法制化をおこなった。また彼は、法制の整備のみならず教育方法についても合理化方策をたてた。

当時の我国の国際的地位はまだ弱劣であり、こうした国家意識と対外の危機感から愛国心情の育成を重視したのである。即ち、井上にとって、歴史・地理教育は、国体主観に立却した愛国主義育成のための教育教科としてとられる。しかもこの基礎となったものは、漢学と近代的法律思想であり、彼は両者を合理的に使
いわけたのである。